

# 栃木県公募型樹木伐採実施要領

令和3(2021)年7月1日  
県土整備部河川課

## (概要)

第1条 河川内に繁茂する樹木は、洪水の流下の支障となること、倒木が下流の橋梁等に悪影響を及ぼすこと、さらには滞筋を固定化するため深掘れを助長し河川管理施設の安全性を低下させることなど治水上の支障となる。また、河川巡視の際に視野が遮られ、ゴミの不法投棄の温床にもなるなど河川管理上の支障にもなる。

一方、河川内の樹木は、燃料、木材加工、チップ加工等に有用な材料としての活用が期待できる。

これらのことから、伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、河川内の樹木について、公平性や透明性を確保できるよう、公募による河川法第25条に基づく樹木伐採を行うものである。

## (目的)

第2条 この要領は、河川内樹木の伐採を希望する者（以下「伐採者」という。）の公募及び選定を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要領において「公募型樹木伐採」（以下「公募伐採」という。）とは、栃木県知事が管理する河川区域内の土地において、伐採者を公募のうえ、河川法第25条の許可に基づき、治水上・河川管理上支障となる樹木を伐採し、搬出することをいう。

## (河川産出物採取料)

第4条 河川管理者は、公募伐採を実施する場合、栃木県流水占用料等徴収条例（平成12年栃木県条例第10号）第4条第2項の規定により、河川産出物採取料を免除できるものとする。

## (事前準備)

第5条 公募伐採を実施するに当たり、下草刈りや搬出のための運搬路等の準備工が必要な場合においては、河川管理者が当該準備工を伐採が始まる前に完了させるものとする。

## (公募)

第6条 公募を実施するにあたり、次の各号に掲げる事項を明示するものとし、県庁記者クラブへの資料提供、ホームページ掲載、市町の広報誌への掲載等を活用しながら、広く周知する。

### (1) 伐採箇所

- (2) 伐採面積
- (3) 伐採期間及び作業時間
- (4) 応募資格
- (5) 伐採条件
- (6) 応募方法
- (7) 応募者多数の場合の伐採者の決定方法
- (8) 当選者（伐採者）の発表方法
- (9) 当選者の申請手続き
- (10) その他

#### （伐採期間及び作業時間）

第7条 伐採期間は、非出水期とし、落葉や野鳥への影響を考慮して、11月から3月までの約5か月程度を設定する。

- 2 作業時間は、冬期で日照時間も短く、作業場所には照明設備等が無いため、安全が確保される昼間の時間帯とし、午前8時から午後5時までとする。なお、土日祝日も作業可能とする。

#### （応募資格）

第8条 応募資格は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

なお、応募書類に必要事項の記載がない場合は、応募資格なしとして無効とする。

- (1) 栃木県に在住又は事業所を有すること。
- (2) 伐採した樹木の幹、枝の全ての持ち帰りを希望する個人又は団体、法人であること。  
なお、法人にあっては、伐採に従事する従業員が労働安全衛生法に定める特別教育を修了していること。
- 2 次条第2号及び第3号並びに第13条第2号に違反したもの、若しくは第14条第2項第1号に該当したものは、事実が確認された次年度（1年間）の応募については無効とする。
- 3 次に掲げる法人等でないこと。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不調な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある法人等。
  - (3) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等。
- 4 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。

#### （伐採条件）

第9条 伐採条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 伐採、積込、持ち帰りに係る労務費及び運搬費は全て伐採者の自己負担とする。
- (2) 区画内の樹木は、細い木や太い木に関わらずすべて伐採し、伐採した樹木の枝についても、

すべて持ち帰るものとする。

ただし、伐採することが危険だと判断した木や幹径が太く伐採が困難な木については、土木事務所に相談することとする。

なお、細断された直径約2cm以下の枝及び既存のツタ、倒木による腐木などは存置可能とする。

(3) 伐採した樹木は、自家消費・加工販売等を目的とし、廃棄は禁止とする。

(4) 万が一、第三者等に危害、損害を与えた場合は、伐採者が賠償責任を負うものとし、速やかに解決に当たることとする。

なお、作業中の事故やケガ等については、河川管理者は一切責任を負わない。

### (応募方法等)

第10条 応募は、原則として電子メールとし、栃木県のホームページや土木事務所のホームページから「応募用紙」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、応募期間中に応募を希望する箇所の関係土木事務所代表アドレスあてに送信することとする。ただし、当該事務所に来所し、提出又は、直接応募用紙に記入する方法も可とする。

また、応募は一つの土木事務所で1件のみとし、複数の土木事務所への応募は可とする。

なお、応募期間は、2週間程度とする。

2 応募用紙には、次のことを記載する。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号（昼間連絡のとれる番号）
- (4) メールアドレス
- (5) 使用目的
- (6) 希望区画数

### (当選者の決定方法)

第11条 各土木事務所が公募する箇所単位において、応募区画数が予定区画数を超える場合には、土木事務所単位で厳正な抽選（くじ引き）を行い、当選者を決定するとともに、補欠当選者の繰り上げ当選順位を決定する。

辞退者が出た場合は、順次、補欠当選者を繰り上げ当選とし、公募区画数が確保されるまで繰り返す。

### (当選者及び補欠当選者への発表方法)

第12条 応募者に、当選及び補欠当選の通知を文書にて通知する。

なお、欠格の者には通知しない。

また、抽選結果についての苦情・問い合わせは受け付けない。

### (当選者の申請手続き)

第13条 当選者は、次に掲げる申請等の手続を速やかに行うものとする。

- (1) 当選者は、河川法第25条の規定に基づく許可の申請書「許可申請書（公募伐採）」を土木事務所に持参もしくは郵送にて、提出するものとする（法人においては、伐採に従事する従業員の特別教育の修了証の写しも添付する）。なお、提出期限までに申請書が提出されない場合は、伐採の意思がないものとみなし、他の応募者（補欠当選者）に振り替える（繰り上げ当選とする）。  
当選者は、土木事務所から返送される許可書が届いた後、伐採期間内に伐採を終了させるものとする。
- (2) 当選者が何らかの理由により辞退する場合には、許可の申請書の提出期限までに「辞退届（公募伐採）」を土木事務所に持参もしくは郵送にて、提出するものとする。なお、辞退届を提出せず、伐採をしなかった場合は、事実が確認された次年度（1年間）の応募については無効とする。
- (3) 伐採者は、伐採終了後に速やかに報告書「完了届（公募伐採）」を土木事務所に持参もしくは郵送にて、提出するものとする。
- (4) 一般木質バイオマスの由来証明書が必要な場合は、土木事務所に申し出をすること。

#### （その他）

第14条 公募を実施するに当たり、次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 応募者は止む得ない事由が発生した場合には、いつでも辞退届の提出により取り下げが可能である。
  - (2) 公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず、公募伐採を中止する場合がある。
- 2 当選者に抽選結果を通知する際に、次に掲げる事項を周知するとともに、許可の申請前に現地説明会を開催し、伐採者に対して区画割りや注意点等を説明するものとする。
- (1) 河川法第25条の許可を受けたにもかかわらず伐採しなかった場合は、事実が確認された次年度（1年間）の応募については無効とする。
  - (2) 伐採にあたっては、できるだけ根本から（地上から10cm程度）伐採すること。
  - (3) 伐採した樹木は当日持ち帰ること。万が一盗難にあっても、河川管理者は一切責任を負わない。
  - (4) 伐採区域内にヘビや蜂等がいる場合があるので、作業時には十分注意すること。
  - (5) チェーンソーを使用する場合は危険を伴うので、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等を踏まえ、安全に注意すること。

#### 附 則

この要領は、平成29年10月2日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年9月11日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和元年9月4日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。